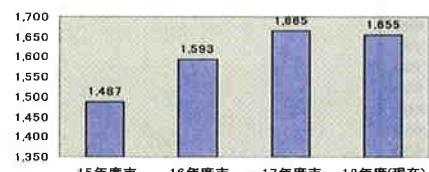


指定調査機関について

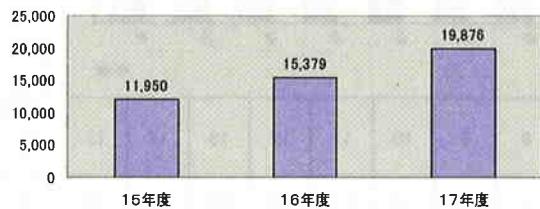
指定調査機関数の推移

	15年度末	16年度末	17年度末	18年度(現在)
指定調査機関 (対15年比)	1,487	1,593 (107.1%)	1,665 (112.0%)	1,655 (111.3%)

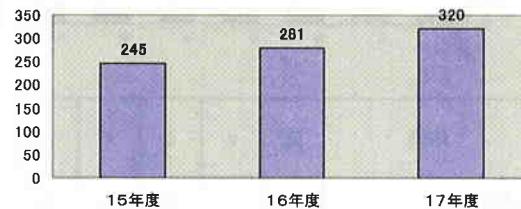


過去3ヶ年の指定調査機関における調査実施件数、受注高

調査実施件数(件)



受注高(億円)



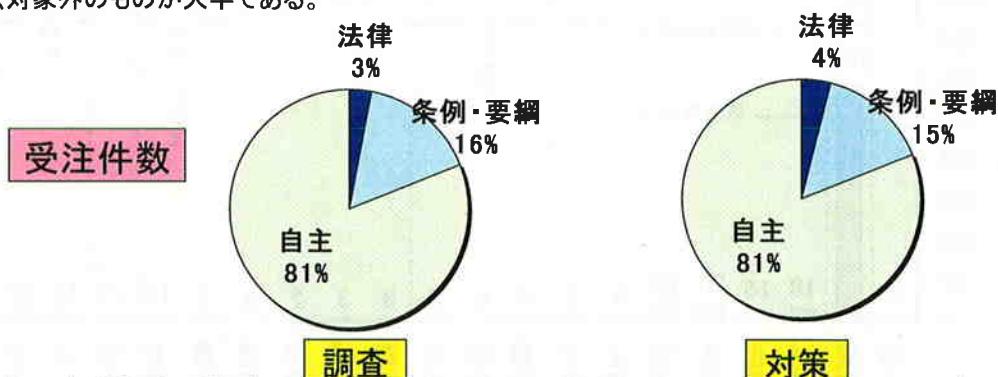
	15年度	16年度	17年度
調査実施件数(件)	11,950	15,379	19,876
(法に基づく調査件数)	(127)	(206)	(260)
受注高(億円)	244.6	280.5	320.2
(法に基づく調査受注高)	(7.3)	(20.7)	(13.9)

※指定調査機関現況調査結果(18年11月1日)による

課題1 土壤汚染の調査、対策の大半が法律の対象外

我が国で実施される土壤汚染の調査・対策の多くは、土壤汚染対策法を契機としたものではなく、地方公共団体の条例・要綱を契機としたものや、土地売買等を契機とした自主的なものと推測される。

(社)土壤環境センター会員企業が受注したものでは、法律を契機とした調査は、件数ベースで約3%、対策は約4%にとどまっており、法対象外のものが大半である。



対象年度	対象企業数(社)	回答企業数(社)	調査結果		
			項目	受注件数(件)	受注高(億円)
平成十七年度	183	162 内 受注実績有り 131	調査	法3・4条契機の調査	245
			調査	上記以外	1,466
			調査	条例・要綱契機の調査	35
			調査	自主調査	134
			調査	小計	180
			対策	法3・4条契機の対策	73
			対策	上記以外	187
			対策	条例・要綱契機の対策	276
			対策	自主対策	981
			対策	小計	1,444
				合計	10,812
					1,624

平成17年度土壤汚染状況調査・対策に関する実態調査結果 土壤環境センター調べ

課題2 汚染土に関する不適正処理事例

汚染された土壤が不適正に処理される事例が見られる。

■六価クロム汚染残土放置

○事案 平成18年7月

東京都日の出町の残土置き場の残土から環境基準を超える六価クロムが検出。行政の対策要請にもかかわらず1年以上放置。現在は、土地売買当事者とは別の購入者(汚染を承知済の購入者)が汚染土を処理する動きも見られる。



■水銀汚染土不適正処理

○事案 平成18年11月

埼玉県の体温計製造工場の敷地からの水銀による汚染土が、計画では不溶化処理後に管理型処分場に運搬されることとなっていたが、計画とは異なる千葉県某市で、不溶化処理が行われていた。

千葉県某市及び埼玉県の指導により、汚染土は発生場所に戻され、その後、適正に処理された。



■ひ素汚染残土のたい積

○事案 平成18年10月

千葉県の一時堆積場所に県外のマンション建設現場から持ち込まれた土砂の一部について、環境基準を超えるひ素が検出。



課題3 我が国のブラウンフィールド問題

「土壤汚染の存在、あるいはその懸念から、本来、その土地が有する潜在的な価値よりも著しく低い用途あるいは未利用となった土地」のことをブラウンフィールドと呼ぶ。

・現時点ではブラウンフィールドはそれほど顕在化していないが、今後、ブラウンフィールド問題が社会経済情勢によって深刻化する可能性があり、取組の必要性が求められる。

土壤汚染の可能性の高い土地



ブラウンフィールド

経済社会における土壤汚染の取扱いによって深刻化する可能性がある。

- ・土地取引の動向
- ・不動産鑑定評価
- ・金融の担保評価
- ・企業会計
- ・税の取扱い

事業者が土地を抱えたままとなり、土地の有効利用が図られない。

- 問題を放置すると多方面へ支障のおそれ
- ・環境問題
- ・再開発へ支障
- ・地域の活力喪失

その他の諸課題

- ◆土壤汚染を起因とする生活環境保全の支障の防止について
- ◆サイト毎の汚染状況に応じた合理的かつ適切な調査、対策の促進方策について
- ◆土壤汚染に関する情報の集積・引継ぎについて
- ◆信頼性がより確保される指定調査機関のあり方について
- ◆土壤汚染対策基金について

今後の対応

土壤汚染対策法の施行後5年目

法律に基づく土壤汚染の調査、対策が行われ、さらに条例を契機とする場合や一般の土地取引でも土壤汚染の調査・対策が広く実施。

法施行を通して浮かび上がってきた課題や法制定時に指摘された課題について整理検討が必要。

- ・土壤汚染は土地の資産価値に影響
経済社会の各方面の実態をよく把握していくことも重要。



土壤汚染に関する現状を把握し、土壤汚染対策のあり方の検討を開始するための懇談会を平成19年度早期に設置。